

A列	B列	C列	D列	E列	F列	G列	H列
<p>行 番 号 ↓</p>			<p>博物館の危機管理マニュアル 主要項目一覧および主要項目解説</p> <p>風水害発生時の応急対応（詳細版）</p> <p>【シート7】</p> <p>独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター編集（令和7年3月24日版） ご利用の前にシート1（凡例）をお読みください。★印は、文化財防災センターによる注記、再掲、関連項目などの情報を示しています。</p>	<p>文科省ガイドブックにおける主要項目の解説（抄録）</p>	<p>【参考情報】大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン（総務省消防庁 平成31年）における主要項目の解説等</p> <p>★標記ガイドラインは、一定の大規模・高層の防火対象物を対象にしており、すべての博物館が対象になるわけではありませんが、中規模・小規模博物館の消防計画、危機管理マニュアルにも参考になる部分が多いと考えられるため、参考情報として抄録を掲載します。これについては凡例（シート1）のNo.5をお読みください。なお「自衛消防組織」は、同ガイドラインが対象とする、防災管理実施義務がある建物においてのみ設置される点に留意してください。それ以外の博物館では、「自衛消防隊」など別の名称となります。また「防災管理者」の選任が義務付けられているのも防災管理実施義務がある建物だけです。</p>	<p>調査協力館危機管理マニュアル等を参考にした記載例</p> <p>★この記載例における「防災管理実施義務のある館」については左のセル及び凡例（シート1）のNo.5をお読みください。</p>	<p>その他の参考資料</p> <p>★URLについては令和7年3月10日参照</p>
<p>2</p>	<p>風水害が発生するおそれがある場合の対策</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）90行～98行</p>						<p>風水害対策（内閣府防災情報のページ） https://www.bousai.go.jp/fusuigai/index.html</p>
<p>3</p>	<p>台風・豪雨等情報の収集（初動）</p>			<p>基礎編p.31 <初動対応> 台風等が接近してきた場合の初動対応 □ 責任者や初動対応者が待機、参集 □ 台風の進路や勢力の見込みをラジオ、テレビ、インターネット等により収集 □ 交通機関や道路状況（被害状況や運転規制等の状況）を同様に収集</p> <p>実践編pp.55-56 □ 気象情報入手 雨が降り出したらテレビやラジオを常時つけ最新の気象情報を確認しましょう。また市町村防災部署等からも連絡が入るようにしておきます。市町村等の対応状況、河川の水位や港湾の潮位、交通機関の運行状況など関連情報を電話やインターネットで収集します。</p>		<p>□高潮、津波等発生時の対応 注意すべき警報</p> <p>①津波 ア ☆に津波警報、大津波警報が発令されたとき。 イ ☆に特別警報が発令されたとき。</p> <p>②☆川等の氾濫 ア ☆に大雨警報、記録的短時間大雨情報が発令されたとき。 イ ☆に特別警報が発令されたとき。 ウ ☆川に対する洪水警報、氾濫注意情報、氾濫警戒情報又は氾濫危険情報が発令されたとき。 (氾濫が発生したときは、氾濫発生情報)</p> <p>③内水氾濫について ア ☆に大雨警報、記録的短時間大雨情報が発令されたとき。 イ ☆に特別警報が発令されたとき。</p> <p>④高潮について ア ☆に大雨警報、記録的短時間大雨情報、高潮警報、高潮注意報（高潮警報に切り替える可能性が高い注意報）が発令されたとき。 イ ☆に特別警報が発令されたとき。</p>	<p>特別警報、警報、注意報、気象情報（気象庁） https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/yougo_hp/keihou.html</p> <p>気象等に関する特別警報の発表基準（気象庁） https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/kizun-kishou.html</p> <p>津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準（気象庁） https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/kizun-jikazan.html</p>
<p>4</p>	<p>館内被害状況等の把握と共有（連絡・報告等）</p>			<p>基礎編p.20 危機管理ではまず何が起きたかを迅速に把握することが必要となります。そのためラジオ、テレビ、インターネット、目視、監視カメラ等により何が起きたかを早急に確認するとともに何が起きそうかを予想してください。来館者〔及び館スタッフ（注）〕の安全確保をつねに念頭におき、迅速に被害拡大阻止を行い、必要ならば躊躇せず避難誘導や閉館を決定してください。避難する場合、災害時要援護者への配慮を忘れないようにしましょう。</p> <p>火災や地震等の緊急事態が発生した時には適時適切な館内アナウンスにより、来館者に情報提供し、混乱を防止するようにします。表11のようなアナウンス例を用意しておき、訓練等で練習をしておきましょう。また、不審者とおぼしき人の発見などそのまま言葉にすると他の来館者の不安を招いてしまうことが考えられるので、合図や隠語を決めておくとういでしょう。</p>	<p>【★再掲：地震時の対応】</p> <p>[地震] 発生時の被害状況の確認 p.15 ▶建物全体の被害情報の確認手段・情報収集、情報集約手順について具体的に記載する。 (例) 総合操作盤、自動火災報知設備、監視カメラ、設備モニタ、従業員等からの速報により把握する。 自衛消防組織の統括管理者は、各地区隊の通報連絡班からの情報により、被害情報を確認する。 自衛消防組織の統括管理者は、収集した情報を必要に応じて在館者に伝達する。 ▶必要情報の整理・分析手順について具体的に記載する (例) 負傷者数、閉じ込め者数、火災等二次災害の有無、構造等損壊等 ▶被害の内容、程度に応じた対応優先順位の判断方法を記載する。 (例) 人命優先、避難手段確保優先、機能維持優先等</p> <p>防火対象物全体における被災状況の確認とこれに即した活動方針の決定 p.104 ▶防火対象物全体の被災状況の確認→自衛消防組織の地区隊からの速報、機械監視による補完、一定の階層ごとの人員・資機材の配置etc. ▶応急活動上の優先度に関する判断指標の設定 ▶防災センターを中心とした統一的な指揮命令系統の確保</p> <p>発生時の被害状況の確認>具体的な記述のポイント p.111 ▶建物全体の被害情報の確認手段・情報収集手順について具体的に記載する。 ▶必要情報の整理・分析手順について具体的に記載する。 ▶被害の内容、程度に応じた対応優先順位の判断方法を記載する。</p> <p>発生時の被害状況の確認>記述内容の解説 p.111 ▶自衛消防組織の統括管理者は、各地区隊の通報連絡班からの情報により、被害情報を確認する。 ▶自衛消防組織の統括管理者は、収集した情報を必要に応じて隊員、在館者に伝達する。 ▶優先して収集すべき情報を明確化しておく（負傷者数、閉じこめ者数、火災等2次災害の有無、構造等損壊等） ▶活用する機器等について明確にしておく（総合操作盤、自火報、監視カメラ、設備モニタ、従業員等からの速報等）</p>	<p>【★関連項目：シート5（地震 応急対応） G22行】</p>	
<p>5</p>	<p>来館者及び館内スタッフの被害状況の把握（無事、傷病者、不明者等）</p>			<p>基礎編p.32 <被害概況の把握> □ 職員の人的被害。目視、電話、遠隔TVによる。 氏名、負傷部位、負傷程度（軽症、要観察、要治療、救急搬送要請）</p>			

6	館外のスタッフと家族の安否確認（無事、傷病者、不明者等）	基礎編p.32			
7	物的被害概況の把握、報告、記録	実践編p.43 □ 被害記録を克明にとります。 来館者や職員等の安全確保が最優先ですが、できるだけ被害記録や応急対応の記録をつけておきます。場合によっては保険の対象となるケースも考えられますし、国や都道府県など関係機関への報告材料としても重要です。博物館の災害事例はもともと資料が少ないため、後世に教訓を残す貴重な資料となります。現在の博物館の災害対策も、過去の被災経験の上に成り立っています。			□ 二次災害の防止 ・ 建造物、展示室、収蔵庫等には、安全が確保されるまで立入らない。 ・ 安全が確保された後、自身の安全を確保した上で建物内の漏電やガス漏れ等の点検を行い、必要に応じて建物内への電気やガスの供給を停止する。 ・ 設備安全点検は二人以上で行う。 ・ 被害状況を確認し記録するとともに、被災箇所の写真を撮影するなど、可能な限りの確かつ詳細な記録を作成する。
8	施設、敷地	基礎編p.32 <被害概況の把握> □ 施設（展示室、収蔵室、研究室、事務室、共用等）の被害概況。目視点検による。施設名、被害程度（異常なし、床下浸水、床上浸水）			安全が確保できる状況下で、二人以上で設備安全点検を行う。
9	設備、インフラ（照明、空調、エレベーター、電気、水、ガス、情報システム、セキュリティシステム等）	基礎編p.32 <被害概況の把握> □ 設備（電気、空調、エレベーター、セキュリティシステム）の被害概況。目視点検。			
10	通信障害（通信インフラ被害、アクセス集中、通信規制等）				
11	近隣の被害概況、交通障害	基礎編p.32 <被害概況の把握> □ 近隣の被害概況の把握。目視、電話による。			
12	展示資料	基礎編p.32 <被害概況の把握> □ 資料（展示資料、収蔵資料）の被害概況。目視、遠隔TVによる。展示資料（常設展示、企画展示）、資料名・展示場所、被害程度（異常なし、一部水損、全部水損）			【★関連項目：このシート68行】
13	収蔵資料	基礎編p.32 <被害概況の把握> □ 資料（展示資料、収蔵資料）の被害概況。目視、遠隔TVによる。収蔵資料、資料名・保管場所、被害程度（異常なし、一部水損、全部水損）			【★関連項目：このシート68行】
14	体制の検討と対応準備 関連項目：シート4（事前対策）27行	実践編p.55 □ 体制準備 水害が実際に起こるまでには少し時間があります。事前に危機管理担当者を招集したり、作業の確認などをしましょう。			□ 警報の発令が予測されるとき事前の対応 ・ 館内での緊急対応に備えた検討を行い、連絡体制、動員体制を確認する。
15	勤務時間内の発災の場合	基礎編p.31 <体制の検討> □ 現在いる職員数の把握 □ 体制・役割の指示			
16	勤務時間外の発災の場合→緊急参集可否の判断→緊急参集 関連項目：シート4（事前対策）31行				【★関連項目：緊急参集に係る記載例 シート4（事前対策）31行】
17	対策本部設置場所（会議室等）の確保と設営準備	基礎編p.31 □ 会議室（対策室）の確保			□ 対策本部設置 本部は☆とする。担当は、自衛消防隊本部の設営（PC、ホワイトボード、付箋等の準備）も行う。
18	防災用具・救急用品の準備と確認 関連項目：シート4（事前対策）105行	基礎編p.31 □ 本館の対応マニュアル、本館の属する地域防災計画 □ 本館の周辺の地図、本館の館内図 □ 資料目録台帳 □ 防災資器材（特に水防資器材）の保管場所、記録PC等			□ 防災用具の搬出 館内各所に配置された水防資器材や装備を点検・整備する。資器材を搬出し、装備を着用する。
19	所轄部署への連絡				
20	災害情報等についての館内アナウンス（館内放送、掲示板等）、呼びかけ	基礎編p.9 来館者に対しては危険情報だけでなく安心情報も提供し、安全で安心な博物館であることをアピールしましょう。	【★再掲：安心情報に係る地震の応急対応】 【地震】発生時の初期対応>記述内容の解説 p.111 ▶揺れがおさまった後、早い時期に安心情報を館内一斉放送し、在館者の不安感を取り除くようにする。また、逐次情報提供することを告げて、むやみに動き回らないよう周知する。		□ 来館者への災害情報提供 ・ テレビやラジオ等からの情報を収集し、必要に応じて館内アナウンスを行うことで在館者の不安解消を図る。 ・ 交通公共機関の運休情報、余震に関する情報等を随時アナウンスする。これは帰宅困難者の発生に備える対応でもある。 ・ 必要に応じて、館内の被害状況や活動状況等も伝える。 ・ 館内放送とあわせて、モニターやホワイトボード（手書き可）、デジタルサイネージ等により最新の情報を提供する。 ・ 外国人の在館者がいる可能性もあるため、英語での館内アナウンスも行う。

21	<p>臨時閉館（臨時休館）、避難の判断等【対策本部】</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）41行</p>	<p>実践編p.55</p> <p>□必要に応じて、迅速に閉館を判断します</p> <p>あらかじめ決められた判断基準をもとに、施設利用者とも協議の上、閉館の中止を決定します。</p> <p>来館者の安全確保を最優先に考えます。またこれから来館する予定だった一般客やボランティア、職員へも連絡を行います。閉館を判断した場合は広報を行います。</p>			
22	<p>臨時閉館（臨時休館）、在館者帰宅可否、避難誘導、滞留者受入の判断</p>	<p>基礎編p.5, p.32 実践編p.22の表6, p.31, p.74（ひな形9 閉館および退避の基準）</p> <p><閉館の判断></p> <p>□ 気象情報をもとに閉館を決定</p>			<p>【★関連項目：臨時閉館（臨時休館）、避難の基準に係る記載例 シート4（事前対策）41行】</p>
23	<p>臨時閉館（臨時休館）、避難等の館内アナウンス</p>	<p>基礎編p.32</p> <p><閉館の判断></p> <p>□ 台風接近の状況、交通機関の状況、閉館のアナウンス</p>			
24	<p>チケットの取扱いに関するアナウンスと対応</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）45行</p>	<p>実践編p.22</p> <p>閉館中に災害が発生した場合、チケットの払い戻しについても検討する必要があります。一律チケットの払い戻しを行う、要請のあった来館者だけ払い戻しを行う、優待券を配る等対応をあらかじめ検討しておきましょう。</p>			<p>□ 状況により売札を停止する。</p> <p>【★注：臨時閉館に伴うチケットの払い戻しは行わないという方針をもっている館もあります。】</p>
25	<p>最低遂行人員の確保（それ以外のスタッフ帰宅可否の判断）</p>				<p>公共交通機関の複数線が運休する場合は、インフォメーションスタッフや展示室スタッフ等が確保できるかどうか情報収集を行う。（午前☆時まで）</p> <p>インフォメーションスタッフや展示室スタッフ等の確保状況などは、できる限り前日までに把握し、翌日の対応を判断できるようにしておく。</p>
26	<p>所轄部署への連絡</p>				
27	<p>避難誘導</p> <p>関連項目：シート5（地震 応急対応）63行</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）44行</p>	<p>【★再掲：避難誘導に係る地震時の対応】</p> <p>基礎編p.26 [地震]</p> <p><避難誘導の実施></p> <p>□ 職員配置</p> <p>□ 避難口、避難経路、誘導先の確認</p> <p>□ 避難誘導の実施</p> <p>□ 災害時要援護者への目配り</p> <p>□ 避難完了の確認</p> <p>歴史博物館・美術館／地震／実践編p.40</p> <p>・ある一定の資料に多くの人が固まるケースも考えられ、パニックや混乱を防ぎながら安全に誘導する体制と、そのための避難経路等の確保が重要です。</p> <p>植物園／実践編p.41</p> <p>植物が生い茂ったり、駐車車両などで非常口の表示が隠れてしまわないよう、管理しましょう。</p> <p>地震・津波・土砂災害／実践編p.43</p> <p>津波や土砂災害のおそれがある場合、速やかに来館者等を安全な場所へ避難させます。地震発生時に津波や土砂災害で施設が被害を受けるおそれがあるかどうかを予め確認し、安全な避難場所を決めておきましょう。</p> <p>風水害／実践編pp.55-56</p> <p>風水害の危険性を予め把握しておき、適切な避難誘導を行います。立地状況によっては展示スペースやホール内も浸水・冠水するおそれがあります。また、土砂災害や停電が起こる可能性もあります。あらかじめ、施設の立地状況とそれに伴う被害を想定しておき、必要に応じて来館者を避難場所に誘導します。</p>	<p>【★注：地震時の避難誘導に係る解説等は、シート5（地震 応急対応）63行に掲載しています。】</p>	<p>【★関連項目：地震時の避難誘導に係る記載例 シート5（地震 応急対応）63行】</p>	<p>津波避難対策推進マニュアル検討会 報告書（平成25年3月、消防庁国民保護・防災部防災課）</p> <p>https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento106_01_p00.pdf</p>
28	<p>誘導先（一時避難場所）の安全確認</p>				
29	<p>避難経路の確保</p>				
30	<p>一時避難場所への避難誘導</p>	<p>地震・津波・土砂災害／実践編p.43</p> <p>□ 津波や土砂災害のおそれがある場合、速やかに来館者等を安全な場所へ避難させます。</p>			
31	<p>部屋閉じ込め・エレベーター閉じ込め・逃げ遅れ確認と対応、避難完了の確認</p> <p>エレベーターに関する関連項目：このシートの61行</p>				

32	<p>帰宅困難者対応、地域被災住民対応、災害時要援護者（要配慮者）対応</p> <p>関連項目：シート4（事前対策 災害時要援護者への対応）43行 関連項目：シート4（事前対策）47行</p>	<p>実践編pp.55-56</p> <p>□ 来館者を帰宅させます。</p> <p>風雨がまだ強くなく交通機関も平常運行しており、来館者が安全に帰宅できる場合、気象情報や交通情報を提供の上、来館者に帰宅を促します。風雨が強まり交通機関の麻痺も始まって、来館者の安全な帰宅が困難な場合来館者に安全に帰宅できる目処が立つまで施設内に留まってもらいます。ひざ上より深い浸水の中を歩くのは危険です。</p> <p>□ 帰宅できない来館者への対応</p> <p>交通手段が麻痺するため、来館者の中に帰宅できない多数の滞留者が発生する可能性があります。風水害は、半日～1日程度でおさまることが多いので、来館者に災害情報や、食料・寝場所の提供を行います。</p> <p>また、施設所有者や市町村防災部所等へ状況を報告します。風雨が収まり交通機関の復旧が確認できた時点で、来館者等に帰宅を促します。</p> <p>□ 周辺住民等の避難者がある場合</p> <p>周辺住民等、避難して来た者に対し、まずは休憩場所の提供等を行います。その後、市町村防災部等々と調整の上、避難所として運営します。</p> <p>実践編p.60, p.61</p> <p>□ 地域被災住民や帰宅困難者の受入</p>	<p>火災に特有の内容>具体的な記述のポイント p.110</p> <p>▶聴覚障害者、外国人等への情報伝達方法等について記載する。</p> <p>▶自力避難困難者の避難行動支援について記載する。</p> <p>【★注：p.110では「火災に特有の内容」として整理されていますが、参考のため再掲します。】</p> <p>地震に特有の内容>具体的な記述のポイント p.117 (p.16)</p> <p>▶自力避難困難者については、支援体制が確立するまでの介護要員を指定し記載する。</p> <p>活動要領例等 p.110</p> <p>▶災害時要援護者への対応については、事前に計画しておくことに加えて、当該対応について道路状況及び交通機関の運行状況を把握し、従業員及び来館者等に周知する方法を立てておく。</p> <p>②交通機関の混乱状況等を考慮した時差帰宅計画（今後の体制も考慮しながら）を作成する。</p> <p>③事業所の帰宅困難な者のための生活必需品等を準備する。</p> <p>④従業員の安否確認の方法及び連絡手段を検討する。</p> <p>▶従業員と家族との安否確認手段を検討する。</p> <p>▶来館者等への安全対策や混乱防止等の対応方策について検討する。</p> <p>地震に特有の内容>記述内容の解説 p.117</p> <p>▶帰宅困難者の対応策を記載する。</p> <p>①道路状況及び交通機関の運行状況を把握し、従業員及び来館者等に周知する方法を立てておく。</p> <p>②交通機関の混乱状況等を考慮した時差帰宅計画（今後の体制も考慮しながら）を作成する。</p> <p>③事業所の帰宅困難な者のための生活必需品等を準備する。</p> <p>④従業員の安否確認の方法及び連絡手段を検討する。</p> <p>▶従業員と家族との安否確認手段を検討する。</p> <p>▶来館者等への安全対策や混乱防止等の対応方策について検討する。</p>	<p>【★注：風水害と地震に係る帰宅困難者等への対応を一緒に掲載しています。】</p> <p>□ 閉館時間中に暴風警報等が発令された場合の帰宅困難者受入</p> <ul style="list-style-type: none"> 閉館時間中に暴風警報等が発令されて臨時閉館の措置を講ずる際、来館者には、館内又は館外の危険度が高まっていること、公共交通機関の運行状況や道路の交通状況を十分に説明した上で、無理な追い出しをしないよう留意し退館を促す。他方、災害時において来館者を退館させることが危険であると判断される場合は、来館者の安全を確保するため、天候や公共交通機関等の状況が改善するまで、館内のスペースを滞留場所として提供する。 一時滞在スペースは、原則、【スペース名】とする。状況に応じてその他のスペースの開放も検討する。お年寄り、体の不自由な方、妊娠中の方、乳幼児連れの方が待機される場合等は、状況に応じて☆も開放する。 展示室内は安全確保の観点から開放しない（閉鎖する）。許可以外の場所に入らないよう要請する。【★関連項目：このシートの70行「セキュリティの確保」】 【地方公共団体】との協定に基づき、☆からの要請により一時滞在施設として、博物館利用者ではない帰宅困難者も受け入れるが、☆からの要請がない場合であっても館長の判断で受け入れることもある。一時滞在の場所は、入館者の帰宅困難者と同じスペースを提供する。 雨が小降りになる、雷雲が通過する等により、天候が安定したと思われる場合等、その旨を来館者 に周知する（来館者に緩やかに退館を促す）。 帰宅困難者の一時滞在及び帰宅支援の対応に当たるスタッフの配置：閉館時・閉館時、平日・土日祝等 	<p>大規模地震の発生に伴う 帰宅困難者等対策のガイドライン（内閣府） https://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/pdf/kitakukonnan_guideline.pdf</p> <p>災害時要援護者対策（内閣府防災情報のサイト） https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/index.html</p> <p>外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドラインリーフレット（総務省消防庁） https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-3.html</p> <p>災害種別毎の【指定緊急避難場所】（地理院地図） https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/hinanbasho.html</p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所の確保（内閣府防災情報のページ） https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/h30/honbun/1b_1s_02_10.html</p>
33	<p>災害情報・食料等備蓄品・滞留場所の提供</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）48行</p>			<p>□ 利用可能な設備、提供可能な備蓄品等</p> <ul style="list-style-type: none"> トイレ、冷暖房設備、水道、救急箱、自動販売機、電気コンセント(携帯充電用)、毛布、懐中電灯、ランタン 緊急時用消耗品（保管場所は、☆）：携帯トイレ、水、ごはん、ドライカレー、缶詰等 TV を☆の端子に接続して情報提供、ネット情報の提供 	
34	<p>強風対策</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）93行</p>			<p>【★注：危機管理マニュアルの中の館の図面に、強風対策の必要な箇所を落とし込んでいる事例があります。】</p>	
35	<p>転倒や飛散の防止</p>	<p>基礎編p.32</p> <p>□ 博物館周辺、構内、屋上等の看板や掲示板が強風で飛ばされないようにしよう。</p> <p>□ 出入口、窓をしっかりと閉鎖。必要に応じ窓ガラスを保護</p> <p>実践編pp.55-56</p> <p>□ 強風への緊急対応</p> <p>強風で飛散しやすいものを撤去し、転倒すると危険なものはあらかじめ倒しておくか、撤去します。閉鎖できる出入口や窓はしっかりと閉鎖します。野外展示を行っている場合は、来館者へ注意を呼びかけたり、状況により閉鎖します。屋外にテントなど仮設のものがなければ確認し、ある場合は撤去します。</p> <p>動物園・植物園／実践編p.57</p> <p>□ 強風により倒壊の可能性がある場所（古い木、岩場）は立ち入り禁止地区としましょう。</p> <p>□ 強風により転倒や飛ぶ可能性のある鉢植えは屋内に避難させましょう。</p>		<p>□ 転倒や飛散の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 看板や掲示板、イス・テーブル、パーテーション、傘立て、ゴミ箱、カラーコーン等が強風で飛ばされないようしっかりと固定する、ないし撤去する。 暴風警報が発表されたとき、場合によっては、暴風注意報の発表段階において撤去を開始する。【★注：風速10mを超える強風が継続的に観測される場合においても、協議のうえ撤去するとしている館もあります。】 出入口や窓ガラスの保護を行う。 風雨により来館者等が滑って転倒する可能性がある通路・階段は一部閉鎖し、その旨掲示する。 	
36	<p>水害対策</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）90行</p>			<p>【★注：危機マニュアルの中の館の図面に、水害対策の必要な箇所を落とし込んでいる事例があります。】</p>	
37	<p>施設、資機材等に関する対策</p>				
38	<p>風雨の侵入防止措置</p>			<p>□ 風雨の侵入防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 風雨が浸入する可能性がある箇所（窓、ドア等開口部等）については閉鎖を確認のうえ、事前に補修・補強又はビニールシートで覆う等の措置を講じる。 	
39	<p>土嚢・止水板の設置、防潮壁の稼働</p>	<p>基礎編p.32</p> <p>□ 浸水の危険性が予想される館では、土嚢、止水板などを設置する。</p> <p>実践編p.56</p> <p>□ 浸水への緊急対応</p> <p>浸水のおそれがある場合には必要に応じ土嚢や止水板などをあらかじめ設置します。</p>		<p>□ 土嚢、止水板の設置、防潮壁の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じてドアやシャッター附近等に、土嚢、止水板を設置する。また建物内部の必要な箇所に防水シートを設置する。 大雨警報、記録的短時間大雨情報、特別警報、津波警報、高潮警報等が発令され、館への浸水が想定されるとき防潮扉の閉扉と防潮壁の稼働を行う。 	
40	<p>屋外排水溝・屋上ルーフトレイン回りの掃除状況の確認</p>	<p>基礎編p.32</p> <p>□ 屋外排水溝、屋上ルーフトレイン回りの掃除状況の確認</p>		<ul style="list-style-type: none"> 雨水を円滑に排水できるよう、雨樋や排水溝を点検する。 	
41	<p>排水ポンプ・各種槽の点検</p>			<p>□ 警報が発令が予測されるとき的事前の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水ポンプ、各種槽の点検を行う。 	
42	<p>地下階への立入制限</p>			<p>□ 地下階への立入制限</p> <p>水害の発生に備え、地下階への立ち入り制限を行う。</p>	

43	博物館資料に関する対策	<p>実践編p.59</p> <p><input type="checkbox"/> 豪雨による被害 気象情報を集め、浸水の危険性を事前に認識します。低層階の資料は高いところへ移動させるなど対策を行います。</p>			
44	資料の緊急避難	<p>水族館／実践編p.57</p> <p><input type="checkbox"/> 外のイケス等で飼育している動物は屋内へ避難させましょう。 <input type="checkbox"/> 浸水のおそれのある場合、地下にある備蓄を高い位置へ移動させておきましょう。また、地面より高い位置にある区域に餌を移動しておきましょう。</p> <p>動物園・植物園／実践編p.57</p> <p><input type="checkbox"/> 危険水域を超え、浸水するおそれのあるときは必要なときは動物を別の動物園に移送することが考えられます。あらかじめ近隣の動物園や、同種の動物を飼育している施設と話し合いをしておきましょう。また、その際移送方法、移送期間、移送条件等も整理しておきましょう。 <input type="checkbox"/> 浸水のおそれのある場合、地下にある備蓄を高い位置へ移動させておきましょう。また、地面より高い位置にある動物の区域に餌を移動しておきましょう。</p> <p>実践編p.58</p> <p><input type="checkbox"/> 台風による浸水 台風情報を集め、浸水の危険性を事前に認識し、低層階の資料は高いところへ移動させるなど対策を行います。</p> <p>実践編p.59</p> <p><input type="checkbox"/> 豪雨による被害 気象情報を集め、浸水の危険性を事前に認識します。低層階の資料は高いところへ移動させるなど対策を行います。</p>		【★関連項目：このシート71行】	
45	浸水の水压等に対する対策	<p>科学館・自然系博物館／実践編p.57</p> <p><input type="checkbox"/> 浸水により配線がショートしないよう、電気を使用した展示物は特に注意しましょう。 <input type="checkbox"/> 水压により、参加体験型の機器などのドアがあかなくならないよう、浸水の危険性がある場合はすぐに使用を中止し、中に閉じ込められている人がいないか確認をおこないます。</p>			
46	<p>落雷対策</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）96行</p>	<p>実践編pp.55-56</p> <p><input type="checkbox"/> 落雷への緊急対応 屋外展示を中止し、来館者を屋内等へ避難させます。</p> <p>【★再掲：落雷に係る事前対策等】</p> <p><input type="checkbox"/> 雷サージ対策 実践編pp.51-52 まずは避雷針を設置しましょう。雷により、一時的もしくは施設故障により中長期にわたり、停電することが考えられます。資料の維持やセキュリティ上必要な機器に対してバックアップ電源の確保を行います。落雷等による過電流（一時的に定格以上の電圧がかかる電圧異常）では、精密機械であるコンピュータは大きな損傷を受ける場合があります。テレビやパソコンなどのコンセントのプラグを抜いておきましょう（その際メインスイッチを切るのではなく、必ずコンセントのプラグを抜いてください。）。また、パソコンのデータのバックアップをしておきましょう。高度な機器は電源を切る手順、つける手順を正しく行わないと故障の原因となることがあります。電源のON/OFFについて、日頃から複数の方ができるようにしておき、手順書を作っておきましょう。また、正常に終了、起動できなかった場合に備えて緊急時の連絡対策を整えておきましょう。</p> <p>実践編p.58</p> <p><input type="checkbox"/> 雷による異常電流 飼育施設の制御装置に落雷の被害が出れば、甚大な影響を及ぼす事故になる可能性があります。避雷針が設置されていても、落雷による高電流の回路侵入は予測と対策が難しく、施設の管理上、重要な電気機器については、予備部品、予備回路、手動制御などの対策が必要です。</p> <p>実践編pp.51-52</p> <p><input type="checkbox"/> 屋外展示中止の基準設定、来館者避難場所の確保 雷が発生したときの屋外展示の中止の基準を定めておき、来館者を避難させる場所も確保しておきましょう。</p>			<p>公共施設のための雷害対策ガイドブック（全国市有物件災害共済会 発行／平成27年） https://city-net.or.jp/wp-content/uploads/2022/12/00_koukyou_raigaitaisaku.pdf</p>
47	<p>風水害発生時の対応</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）90行～98行</p>				<p>風水害対策（内閣府防災情報のページ） https://www.bousai.go.jp/fusuigai/index.html</p>
48	救出救護、応急救護、通報連絡				

49	<p>救出救護、応急救護</p> <p>関連項目：シート5（地震 応急対応）41行</p>	<p>【★再掲：地震時の救出救護、応急救護に係る対応】 救出救助（死傷者が発生した場合） 基礎編p.26 [地震] 職員配置 <input type="checkbox"/> 救急資器材、AEDの確認 <input type="checkbox"/> 救助救急の実施（周囲の人の協力を求める） <input type="checkbox"/> 病院への連絡、搬送</p>	<p>【★注：救出救護及び応急救護に係る解説等は、シート5（地震 応急対応）41行に掲載しています。】</p>	<p>【★関連項目：救出救護及び応急救護に係る記載例 シート5（地震 応急対応）41行】</p>	<p>講習の内容について（日本赤十字社） https://www.jrc.or.jp/study/safety/</p> <p>救急お役立ち ポータルサイト（総務省消防庁）> 救急受診ガイド https://www.fdma.go.jp/publication/portal/post8.html</p> <p>救急車の適時・適切な利用（適正利用）（総務省消防庁） https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate006.html</p> <p>「いざという時のために 応急手当の知識と技術を身につけておきましょう」（政府広報オンライン） https://www.gov-online.go.jp/useful/article/200801/1.html</p>
50	<p>通報連絡</p>	<p>基礎編p.32 <input type="checkbox"/> 氏名、負傷部位、負傷程度（軽症、要観察、要治療、救急搬送要請）</p>	<p>発生時の初期対応 p.14 ▶関係者・関係機関への連絡手段・手順を明確化する。p.14 ▶（通報の重複を避けるため）火災発生時や要救助者発生時の消防機関への通報を誰が行うか記載する。p.14</p> <p>指揮命令体系>活動要領例等 p.110 ▶防災センターは、災害確認後、消防機関へ通報するとともに、自衛消防組織の統括管理者に報告し、放送設備により必要に応じ館内周知する。・発災後も定期的に被害状況を確認するなど、情報収集活動に従事する必要あり。・臨海地域では津波情報も考慮し、必要に応じ周知する。</p>		
51	<p>消防機関への通報</p>			<p><input type="checkbox"/> 消防機関への通報 必要と認められる場合には速やかに通報し、消防機関等の出動を要請する。</p> <p><input type="checkbox"/> 消防機関への情報提供・案内 ・救護にあたった職員等は、負傷者等の氏名、住所、連絡先、負傷の程度等救護上必要な事項を負傷者等名簿に記録し、到着する救急隊に引き継ぐ。その際、救急車等緊急車両を現場まで誘導する。 ・負傷者等の搬出先の医療機関の名称を確認し、必要があれば負傷者等の連絡先に連絡する。</p>	
52	<p>館内・所轄部署への連絡</p>				
53	<p>避難施設・建物損壊への対応</p> <p>関連項目：シート5（地震 応急対応）45行</p>		<p>【★注：避難施設・建物損壊に係る解説等は、シート5（地震 応急対応）45行に掲載しています。】</p>	<p>【★関連項目：避難施設・建物損壊への対応に係る記載例 シート5（地震 応急対応）45行】</p>	
54	<p>水害対応</p>				
55	<p>（施設内浸水時）排水作業</p>			<p><input type="checkbox"/> 排水作業 ・水槽の貯水可能量及び排水ポンプの排出能力を超えて浸水した場合は、吸水シート、吸水ブロック等を使用して速やかに施設内の排水、復旧を行う。 ・浸水状況によっては関係機関にポンプ車の要請を行う等の対応をとる。</p>	
56	<p>インフラ等の機能不全への対応</p>	<p>基礎編p.39 <input type="checkbox"/> 停電等の設備故障・事故 ・博物館の機能を維持している設備として、電気、ガス、水道、通信等があり、これらの設備が故障や事故に見舞われた場合には、来場者や展示作品、収蔵作品に大きな影響を及ぼします。さらに、火災等の二次災害が発生した場合には周辺施設を巻き込んだ事故に発展する危険性があります。 ・故障や事故の事例としては、落雷や周辺の変電設備等の故障による停電、付帯設備や配管の老朽化によるガス漏れ、水漏れ等があります。 ・故障や事故に対する適切な対応を行うためには、日頃から設備のメンテナンスを実施し、関連事業者との連絡を行い、故障・事故時の対応を検討しておく必要があります。 ・停電の場合には、エレベーター・エスカレーター、館内の内線電話、館内放送等の避難誘導に必要な設備が停止してしまいます。防災設備や避難誘導に必要な最低限の設備については自家発電設備を用意しておくことが望ましいでしょう。</p>			

57	<p>停電時の対応</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）100行</p>	<p>実践編p.56</p> <p>□ 停電への緊急対応 バックアップ電源が作動していることを確認します。落雷による停電の場合、自館内なのか発電所なのか原因を突き止め、早急に復旧を目指します。</p> <p>【★再掲：停電に係る事前対策等】 基礎編p.40</p> <p>□ 平常時にも巡回員、ガードマン等が設備異常の確認を行う。 □ 日頃から設備故障に備え、設備の改修、交換を計画的に実施する。 □ 設備の故障、事故発生時に必要となる連絡先を準備しておく。 □ 設備の故障、事故に応じた入館者の避難、閉館等の基準を検討しておく。 □ 設備の故障、事故に応じた資料の避難、応急措置について検討しておく □ 自家発電設備を整備し、起動時間、供給範囲等について情報共有を行う。 □ 非常口やドアノブなどに蓄光テープをはる。 □ 日頃から非常用コンセントや非常用電話の位置を把握し、緊急時に利用できるようにする。</p>	<p>【★再掲：停電に係る事前対策等】</p> <p>▶停電：非常電源の容量確保、携帯用照明器具の配備etc. p.104</p> <p>インフラ等の機能不全への対応＞具体的な記述のポイント p.115 (p.16)</p> <p>▶停電への対応（非常電源の確保、携帯用照明器具等の確保、再通電に備えた対応）について記載する。</p> <p>インフラ等の機能不全への対応＞記述内容の解説 p.115</p> <p>▶電気：停電～非常電源の容量確保、携帯用照明器具の配備・平常時の常用電源が供給停止した際の自家発電設備、発動発電機、バッテリー等の確保について規定する。 ▶夜間の停電に備えて、懐中電灯などの携帯用非常用照明器具等を確保することが必要。 ▶電気配線等が破損していると、ブレーカーを入れた際、ショートやスパーク等により、火災になる恐れがあるため、二次災害防止策を定めておく。</p> <p>インフラ等の機能不全への対応＞活動要領例等 p.115</p> <p>▶消防用設備等・防火設備等のために設けられている非常電源は、本来当該設備を停電時に必要な間、動かすことを目的として設置されているものであるため、地震時の活用については、別途設備の性能・容量等に応じ検討しておく必要がある。</p>	<p>【★再掲：停電に係る事前対策等】</p> <p>□ 非常電源の確保 (1)平常時の常用電源が供給停止した際の自家発電設備、発動発電機、無停電源装置、バッテリー等の確保を図るとともに定期点検を行う。また懐中電灯などの携帯用照明器具等を確保する。 (2)手動操作が必要となる非常電源について、その操作手順を確認しておく。 (3)停電発生時に備え、確実な通報体制を確保する。</p> <p>□ 消防用設備その他の防災設備の代替措置 消防用設備その他の防災設備の非常電源は、当該設備が、非常電源専用受電設備である場合には停電発生時に直ちに機能停止となり、自家発電設備又は蓄電池設備である場合においても、所定の時間を超えたときには機能停止となることを踏まえ、次のとおり各設備について代替措置を確認する。 (1)屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等 消火器及び簡易消火用具の位置及び使用方法を周知徹底するとともに、補助用高架水槽等からの落差を活用した放水が可能であるか確認する。 (2)不活性ガス消火設備等 手動による放出手順操作を再確認する。 (3)自動火災報知設備、ガス漏れ警報設備等 巡視警戒態勢を確立しておくとともに、火災発見時の周知及び連絡体制について再確認する。 (4)誘導灯 自衛消防隊等による避難誘導体制について再確認する。 (5)排煙設備、防火戸等 手動操作すべき設備の位置及び操作手順を再確認する。</p> <p>□ その他の設備 常用電源の停電によりただちに機能停止する館内の設備を確認する。常用電源の停電でも非常用電源等により一定の時間機能する設備及びその稼働時間を確認する。いずれの設備についても機能停止後の対応方法を確認しておく。下記の設備に係る確認事項をマニュアルに記載しておく。 館内の設備：外線電話、内線電話、館内放送設備、エレベーター、エスカレーター、電気錠、自動ドア、給水設備（トイレの給水ポンプも含む）、トイレの照明、セキュリティシステム（監視カメラ及びモニターを含む）、コンピューター、空調設備等</p>	
58	<p>停電の原因の究明、異常の確認、自家発電設備作動の確認</p>	<p>基礎編p.39</p> <p>停電等の設備故障・事故の発生</p> <p>□ 設備故障・事故の概要について、状況を把握する。 □ 組織の責任者に発生を報告する。 □ 設備の管理者に発生を報告する。 □ （停電の場合）自家発電を開始する（手動の場合）。 □ （停電の場合）自家発電でコンピュータが稼働している場合にはバックアップを取り、停止させる。 関係機関への連絡 □ 電気の事業者に連絡する。 □ 電気の設備管理会社に連絡する。</p>		<p>□ 原因が供給事業者にあるか（その場合近隣一帯が停電）、館の設備内にあるか調査する。供給事業者（電力会社）に問い合わせる。 □ 復旧の見通しを確認する。 □ 停電の長期化が予想される場合は予備燃料の確保に努め、自家発電設備の燃料の補給を行う。 □ 電気錠、自動ドア等が機能を失うことにより閉じ込め等の異常が発生していないか確認し、必要な措置を講じる。</p>	
59	<p>館内アナウンス、呼びかけ（その場で待機ないし誘導）</p>	<p>基礎編p.39</p> <p>□ 設備事故・故障状況をもとに館内関係者で協議</p> <p><設備事故・故障発生、避難開始等のアナウンス></p> <p>□ 館内への避難誘導、チケット扱い等のアナウンス</p>		<p>【★注：停電復旧時の館内アナウンス例は記載を省略しました。】</p> <p>□ 停電の原因を調査中（アナウンス例） 「ただいま館内は停電となっています。非常電源に切り替わり、非常灯が点灯しています。停電の原因を調査中ですので、しばらくそのままお待ちください。なお、エレベーター、エスカレーターは使用できません。」</p> <p>□ 停電の原因説明とエントランス等への誘導（アナウンス例） ・「停電の原因は☆で、復旧にはしばらく時間を要することが判明しました。スタッフの誘導に従い、足元にご注意のうえ、展示室から退出してくださるようお願いいたします。なお、エレベーター、エスカレーターは使用できません。」 ・非常灯の点灯では展示室内等は十分な明るさが確保できないため、スタッフは懐中電灯などの携帯用照明器具を持ち、来館者に展示室等から一旦退出していただくよう誘導する（エントランス等で待機してもらう）。</p> <p>・自動ドアは電気が供給されない間、開閉は手動で行う必要がある。各自動ドア付近には必ず係員が1名以上待機し、衝突事故防止に努める。</p> <p>□ 臨時閉館の場合のアナウンス⇒別項「臨時閉館・避難等の判断等」 ・復旧の見込みが立たないため臨時閉館という趣旨のアナウンス</p>	
60	<p>再通電への対応</p>			<p>□ 再通電時の火災に注意 停電が復旧した時の再通電による火災等に注意する。停電時におけるブレーカー等の遮断を徹底する。</p>	

61	エレベーター停止時等の対応		<p>エレベーター停止等への対応 p.15</p> <p>▶エレベーターが停止した際の対応策について記載する。 (例1) エレベーター会社との連絡体制、復旧対応について記載する。 (例2) エレベーター会社の安全確認までは使用停止させることを記載する。 (例3) エレベーター停止を想定した被災状況の確認や現場駆け付けの方法を記載する。 (例4) 閉じ込め者が発生した場合の救出方法について記載する。 (例5) 非常開錠キーの使用方法・救出手順（正常な停止位置からのずれによる対応の違い）、技術者・専門知識の確保等について記載する。</p> <p>▶エレベーター会社の行うエレベーター閉じ込め時の救出講習等に参加し、救出能力の向上を図ることを記載する。</p> <p>閉じ込め等に伴う被災者の救出・救護 p.104</p> <p>▶エレベーター閉じ込め者が発生した場合の救出方法 →エレベーター会社との連絡体制、非常開錠キーによるエレベーター乗場の扉開放、正常な停止位置からのずれが小さい場合の救出手順etc.</p> <p>エレベーター停止等への対応＞具体的な記述のポイント p.114</p> <p>▶全体フローは別図A参照[注：同ガイドラインp.121-123]</p> <p>▶EV会社との連絡体制、復帰対応について記載する。 ▶EV会社の安全確認までは使用停止させることを記載する。 ▶EV停止を想定した被災状況の確認や現場駆け付けの方法を記載する。 ▶閉じ込め者が発生した場合の救出方法について記載する。 ▶非常開錠キーの使用方法・救出手順（正常な停止位置からのずれによる対応の違い）、技術者・専門知識の確保等について記載する。</p> <p>エレベーター停止等への対応＞記述内容の解説 p.114</p> <p>▶エレベーターが停止した際の対応策について記載する。 ▶E V会社の行うエレベーター閉じ込め時の救出講習等に参加し、救出能力の向上を図ることを記載する。 ▶エレベーター保守会社の技術員以外の人による救出作業が可能となる条件を記載する。 ▶以下の条件を満たした場合、閉じ込め救出の具体的手順について教育訓練を受けた専任技術者が閉じ込め救出作業を行える場合がある。 ①エレベーターシャフト内に立ち入らず、乗場扉開錠により救出可能な位置に停止した場合 ②防災センター等に技術者が常駐している場合 ③保守会社の十分な定期訓練を受けた専任技術者が、救出手順に基づき行うこと</p> <p>エレベーター停止等への対応＞活動要領例等 p.114</p> <p>▶活動要領・エレベーターが停止した場合は、停止位置、閉じ込められた人の有無等を確認する。 ▶エレベーターの管理会社に連絡する。エレベーター管理会社は、閉じ込められた人がいるところを優先した活動を行う。 ▶エレベーター内部にインターホンで連絡し、エレベーター会社に連絡した旨などを説明し、落ち着かせる。 ▶エレベーター管理会社又は消防機関が到着した場合は、エレベーターの停止位置等の情報提供を行い、現場へ誘導を行う。 ▶エレベーター停止・閉じ込めは比較的低い震度でも同時に発生する可能性があることに留意が必要である。</p>	<p>□エレベーターに閉じ込められている人がいないか確認する。</p>	<p>エレベーターの安全対策（一般社団法人 日本エレベーター協会）「緊急時の対応」 https://www.n-elekyo.or.jp/safety/elevator.html</p> <p>エスカレーターの安全対策（一般社団法人 日本エレベーター協会）「緊急時の対応」 https://www.n-elekyo.or.jp/safety/escalator.html</p>
62	<p>ガス供給停止時の対応</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）101行</p>		<p>インフラ等の機能不全への対応＞記述内容の解説 p.115</p> <p>▶ガス：供給停止・地震後、火気設備等を使用する場合は、燃料の漏洩等がない点検してから行います。 ▶ガス等の漏洩があると、換気扇等のスイッチを入れることにより火花が発生し火災になる恐れがあります。</p> <p>[★再掲：ガス供給停止に係る事前対策]</p> <p>インフラ等の機能不全への対応＞記述内容の解説 p.115</p> <p>▶活動長期化対策としてプロパンガスボンベ、灯油、カセットコンロ、ボンベ等の確保も考慮する。</p>	<p>[★再掲：地震発生後のガス供給停止に係る事前対策と応急対応]</p> <p>□ガスの供給停止への対策 プロパンガスボンベ、灯油、カセットコンロ、ボンベ、炭等の確保を図る。</p> <p>□ガス供給停止時の対応 ・ガス緊急遮断装置の作動の確認を行う。 ・ガスの漏洩を発見した場合は、直近の遮断弁を閉鎖し、周囲の人を速やかに退避させ、火源（電灯、スイッチ等を含む）に注意して、拡散させる。</p>	
63	<p>断水時の対応</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）102行</p>		<p>p.16</p> <p>断水（消火用水等の確保、建物全体が保有している水量の把握・確保、漏水対応等）への対応について記載する。</p> <p>[★再掲：地震時の断水に係る事前対策等]</p> <p>インフラ等の機能不全への対応＞具体的な記述のポイント</p> <p>▶断水（消火用水等の確保、建物全体が保有している水量の把握・確保、漏水対応等）への対応について記載する。p.115（p.16）</p> <p>インフラ等の機能不全への対応＞記述内容の解説 p.115</p> <p>▶上下水道：断水～消火用水の容量確保、漏水時の速やかな閉止 ▶火災が発生した場合の消火用水の確保について記述する。 ▶漏水による被害防止対策について記述する。 ▶活動長期化対策としての生活用水の確保・トイレ対策について記述する。</p>	<p>□断水への対応 ・給水弁を操作し、消火用水を確保する。 ・飲料用水は、貯水槽等の損壊等の被害状況を確認した後、給水する。 ・災害活動の長期化に伴う生活用水等の確保をおこなう。</p> <p>[★再掲：断水に係る事前対策]</p> <p>□建物全体が保有する水量の把握とともに生活用水の確保及びトイレ用具等の確保を図る。</p>	

64	<p>通信障害発生時の対応</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）103行</p>	<p>基礎編p.25 [地震に関する記述] □ 通信輻輳の確認</p>	<p>[★再掲：通信障害に係る事前対策]</p> <p>インフラ等の機能不全への対応>具体的な記述のポイント ▶通信障害への対応（緊急連絡方法の複数化、無線手段の確保等）について記載する。 p.115（p.16）</p> <p>▶通信障害：消防機関等への通報手段の複数化etc. p.104</p> <p>インフラ等の機能不全への対応>記述内容の解説 p.115 ▶通信障害：消防機関等への通報手段の複数化 ▶固定電話や携帯電話は通話需要が増えると通話規制が行われ、つながりにくくなることがあるため、通信回線の複数化、無線等の活用について記述する。 ▶災害伝言ダイヤルの活用について記述する。</p> <p>インフラ等の機能不全への対応>活動要領例等 p.115 ▶トランシーバー等を活用する場合、周囲の状況によっては輻輳のおそれについても考慮が必要である。</p>	<p>□ 通信障害発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話回線が混雑した場合には災害時優先電話（発信のみ優先扱い）を使用する。 ・防災センター、本部隊各班長及び地区隊長との間に複数の通信手段を確保する。 ・電話による通信は、原則として緊急通信に限定し、スタッフの安否等については、災害伝言ダイヤルを活用する。 <p>[★再掲：通信障害に係る事前対策] □ 電話回線の複数化及び無線機、拡声器、トランシーバー等非常時の通信手段の確保を図るとともに平素からの訓練に努める。</p>	<p>災害時優先通信（総務省） https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/yusen.html</p>
65	<p>交通障害への対応</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）104行</p>		<p>p.16 交通障害への対応（一定期間の孤立化に備えた活動体制の整備、代替的移動手段の確保等）について記載する。</p> <p>[★再掲：交通障害に係る事前対策] インフラ等の機能不全への対応>具体的な記述のポイント p.115 ▶交通障害への対応（一定期間の孤立化に備えた活動体制の整備、代替的移動手段の確保等）について記載する。</p> <p>▶交通障害：自衛消防活動の長期化に備えた交代要員、物資等の確保 p.115</p> <p>インフラ等の機能不全への対応>記述内容の解説 p.115 ▶交通障害：自衛消防活動の長期化に備えた交代要員、物資等の確保 ▶防火対象物が道路等の状況により孤立する可能性、危険場所等について検討する。 ▶平常時の移動ルートが確保できない場合の代替的な移動ルート、ヘリコプター等の着地場所の確保等について記述する。</p>	<p>□ 交通障害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関の運行状況に関する情報の収集を強化する。 ・道路の亀裂、陥没による通行止め情報の収集にあたる。 ・交通障害が長期化するおそれが生じた場合は、早期に必要な物資等の応援要請を行う。 <p>[★関連項目：このシートの33行]</p>	
66	<p>情報システム被害発生時の対応</p>				
67	<p>博物館資料に被害が発生するおそれがある時、ないし被害が発生した時の対応</p> <p>関連項目：シート5（地震 応急対応）71行 関連項目：シート4（事前対策）50行</p>				
68	<p>展示資料及び収蔵資料の被災状況の確認、記録、報告</p>	<p>基礎編p.21 来館者対応が終わったら、館内の貴重な資料や動植物の被災状況を確認するとともに、…関係機関への報告等を実施することになります。</p> <p>基礎編p.32 □ 資料の被害詳細調査の実施。業者等も交えた目視点検</p> <p>[★再掲：地震に関する実践編の記載（p.43, p.44）] 実践編p.43 □ 被害記録を克明にとります 来館者や職員等の安全確保が最優先ですが、できるだけ被害記録や応急対応の記録をつけておきます。場合によっては保険の対象となるケースも考えられますし、国や都道府県など関係機関への報告材料としても重要です。博物館の災害事例はもともと資料が少ないため、後世に教訓を残す貴重な資料となります。現在の博物館の災害対策も、過去の被災経験の上に成り立っています。 [★注：施設・設備・敷地等の被害記録については本シート7行]</p> <p>動物園／実践編p.44 □ 脱走した動物がいないか確認し、人や周辺地域の安全を確認します。</p>		<p>展示室・収蔵庫・一時保管庫・屋外展示等の被害状況（強風による飛散、窓ガラスの破損、雨漏、浸水状況など）を点検・確認し、被災場所及び被災資料の写真撮影、被災資料のリスト作成等の記録を行う。 上司等に報告をする。 [★注：勤務時間外の被災状況の確認を行う体制については、シート4（事前対策）31行「勤務時間外の緊急参集基準」を参照してください。]</p> <p>□ 展示資料及び収蔵資料の被災状況の確認、記録、報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通電しているかどうかを確認する。 ・停電で空調が止まっている場合は、展示室、収蔵庫の開閉は最小にする。 ・展示室、収蔵庫で博物館資料等の点検を開始する。ただし、被害が甚大で館内での作業に危険が伴うおそれがある場合は、入室等について上司の指示を待つ。 ・最低2人一組で行動する。 ・持ち物：ヘルメット、マスク、懐中電灯、白手および軍手、カメラ、筆記用具 ・博物館資料に損傷があった場合、点検シート等に状態をメモし、写真を撮影する。 ・基本的に博物館資料は現状維持とし、動かさない。ただし以下の場合は、写真撮影後すぐに対応する。①漏水等による水損、②ガラスの破損等により、後の対応に支障が出る可能性がある場合、③展示室、あるいは収蔵庫で吊られた博物館資料が宙づりになっている場合 ・それぞれの点検結果を事務室等に持ち帰り、上司に情報を集約する。 	

				<input type="checkbox"/> 展示室に展示している博物館資料の被害状況の確認 ※いずれの場合も処置は撮影記録後に行う。事故防止のため二人以上で行う。 ・額作品が壁面から外れているものは展示室内の安全な場所に平置きにする。 ・屏風、襖絵の転倒がみられる場合は二次被害が出ないよう、安全な場所に移動して保管する。 ・彫刻作品、工芸品が転倒している場合、破損がみられる場合は安全な場所に移動して保管する。 ・展示ケースが破損（ガラスが割れているなど）している場合は博物館資料をケースから取り出して安全な場所に移動して保管する。 ・屋外彫刻の破損による二次被害がないか、確認を行う。 ・照明（スポットライトの破損状態等）の確認作業を行う。 <input type="checkbox"/> 一時保管庫・収蔵庫の被害状況の確認 ※いずれの場合も処置は撮影記録後に行う。事故防止のため二人以上で行う。 ・博物館資料を保管しているラックから資料が転倒していた場合、二次被害が出ないよう安全な場所に移動する。 ・掛軸など、保管棚から落下している場合、安全な場所に移動する。 ・ラック内で博物館資料同士が当たって二次被害を受ける可能性がある場合は移動する。 ・棚等の破損により博物館資料が下敷きになっている場合は移動可能であれば安全な場所に移動する。 ・壁面が破損している場合は博物館資料を遠ざけて安全な場所に移動する。	
69	二次災害に備えた展示資料及び収蔵資料への対応			<input type="checkbox"/> 二次災害（停電、盗難等による被害）に対する対策をとる。	
70	セキュリティの確保	【★再掲：セキュリティに係る地震の事前対策】 実践編pp.44-45 <input type="checkbox"/> 展示資料や収蔵資料のセキュリティ装置の作動が正常であることを確認し、必要に応じて価値の高い資料を安全な場所へ移動させます。		<input type="checkbox"/> セキュリティの確保 盗難防止のため警戒し、避難完了後は一部の扉の閉鎖と施錠を行う。通電している場合は機械警備セットを行う。停電等により機械警備ができない場合、館スタッフや委託会社による有人警備を強化する。館内に滞留する来館者がいる場合は、許可したエリア以外に立ち入らないように管理する。場合によっては関係者の了解を得た上で資料をより安全な別の場所に移動する。 <input type="checkbox"/> ドアの閉鎖 臨時閉館する場合、展示室から来館者を外に誘導後、ドアを閉鎖する（室温への影響を最小限にするため及びセキュリティ確保のため）	
71	博物館資料の保護と緊急避難	実践編pp.55-56 <input type="checkbox"/> 浸水への緊急対応： 優先的に保護する必要がある資料より避難等対応を行います。 実践編p.57 <input type="checkbox"/> エレベーターが使用できなくなる前に運び出す必要がある大きな資料を運びましょう。 実践編p.58 <input type="checkbox"/> 豪雨による浸水 階段で運ぶことが困難な大型の資料から高いところへ移動させる等の対策を行います。		<input type="checkbox"/> すべての災害に共通する記載例 ・可能な範囲で資料の保護を行い、安全な場所に移動させる。 ・保護や移動に先立って承諾を得る必要があれば、連絡をとる。【★関連項目：このシート73行】 ・移動した資料の二次災害（盗難・余震など）からの安全確保につとめる。 ・施設に被害があった場合、また被災後の長期の停電等により収蔵庫・展示室の温湿度が管理できなくなった際、対策を講じる。 <input type="checkbox"/> 風水害のおそれがある場合の記載例 ・展示室・収蔵庫の窓ガラスの破損・雨漏りなどに対する一時対応として、資料の養生や破損箇所の応急措置を行う。 ・館周辺の水位が防潮壁の高さを上回る等、館内への浸水が想定される等の事態が生じたら、担当職員は資料を適切な場所（館内あるいは館外の事前に検討済みの場所）に移動して安全を確保する。 ・資料を移動する館内外のスタッフの構成、セキュリティを確保するためのスタッフ配置については事前に確認しておく。 ・展示室の閉鎖の要不要を判断する。 <input type="checkbox"/> 館に保存修復の専門職員がいる場合の記載例／歴史博物館・美術館 ・常設展示室 館の専門職員が応急手当をすれば展示継続可能な博物館資料は、損傷が進まないように、安全な場所に移し、安全を確保する。その後、保存担当、展覧会担当などを中心として手当する。専門家の処置が必要（展示継続不可能）な博物館資料は、後日の処置を待つ間の安全を確保するために、最低限の移動と手当をする。 ・企画展示室 展覧会に付随してクーリエかエキジビジョン・コンサバターがいる場合はなるべく早く連絡し、報告し指示を仰ぐ。連絡が取れない場合は、状況によって、館の専門職員が最低限の安全確保を目的に手当する。クーリエ等がおらず、学芸員の応急手当をすれば展示継続可能な博物館資料は、展覧会主催者、所蔵者に連絡をし、後日の処置を待つ間の安全を確保するために、学芸員が最低限の移動と手当をする。 ・収蔵庫 館の専門職員で応急手当が可能な博物館資料一損傷が進まないように、安全な場所に移し、安全を確保する。その後、保存担当、展覧会担当などを中心として手当する。専門家の処置が必要な博物館資料一後日の処置を待つ間の安全を確保するために、最低限の移動と手当をする。	

72	被災した展示資料及び収蔵資料への応急処置	<p>基礎編p.32</p> <p>□ 資料の洗浄、吸水、乾燥等の復旧措置</p> <p>歴史博物館・美術館／実践編p.57</p> <p>□ 処置を行う場所が必要になるので、対策本部とは別に処置場所を準備しましょう。</p> <p>□ カビの発生に注意し、正しい方法で処置しないと資料を損ないます。正しい処置方法をあらかじめ調べましょう。</p> <p>□ 濡れたままほって置くとカビが生えたり、においが取れないことがあります。吸水紙による乾燥や真空凍結乾燥、冷凍などを行います。一度濡れても処置が早ければ修復可能なものがあるのでなるべく早く着手しましょう。</p> <p>□ フィルムや紙の図面は水に濡れると修復が難しいのですぐに救出を行いましょう。また、土器にポスターカラーで出土地点等の情報を記号でつけている場合、ポスターカラーが水で流れてしまい、情報が失われることがあるので注意しましょう。</p>		<p>□ 現状把握とそれに基づいた応急手当等の検討と処置</p> <p>・ 館の専門職員で対応できるレベルの損傷か、後日専門家による修復が必要な博物館資料かどうかを把握した後、何を優先して対応するべきか館内で検討する。</p> <p>・ 必要に応じて、保存担当、展覧会担当等を中心に手当する。複数人で対応にあたり、写真を撮影する。</p>	
73	関係者への連絡	<p>基礎編p.21</p> <p>来館者対応が終わったら、[中略] 資料・作品の作家や寄贈者への状況報告、関係機関への報告等を実施することになります。</p> <p>基礎編p.32</p> <p>□ 関係機関、事業者への連絡</p>		<p>□ 関係者への連絡</p> <p>関係機関、所轄課、共催者、所蔵者、寄贈者、寄託者、作家等に連絡する。場合によってはこれらの関係者に対応を相談する。</p>	
74	共催者、所蔵者、寄贈者、寄託者、作家等				
75	災害復旧等の活動との調整	<p>基礎編p.32</p> <p><片付け・消毒等></p> <p>□ 障害物、浸水等による汚染物の片付け、掃除</p> <p>□ 防疫薬剤の散布（資料のある区画は慎重対応）</p>	<p>災害復旧等の活動との調整> 具体的な記述のポイント p.118 (p.17)</p> <p>▶当該防火対象物に係る応急活動の終了・縮小後において近隣の応急活動に自衛消防組織等が従事する場合の対応等について記載する（判断プロセス（被災状況の把握、必要な対応に要する資源等の特定、転用する場合の意志決定方法等）や活動方針等）。</p> <p>▶応急活動終了後に備蓄物資等を転用する場合の手順等について記載する（同上）。</p> <p>▶応急活動終了後の従業員の体制（帰宅等に係る判断手順等）について記載する。</p> <p>▶従業員・在館者等で帰宅困難者が多数発生している場合の対応等について記載する。</p> <p>▶被災後の建物の使用に係る方針（事業の中止・継続・再開等に係る判断手順等）について記載する。</p> <p>災害復旧等の活動との調整> 記述内容の解説 p.118 (p.17)</p> <p>▶災害復旧作業に伴う二次災害発生防止の措置を記載する。</p> <p>災害復旧等の活動との調整> 活動要領例等 p.118 (p.17)</p> <p>▶火気使用設備、電気器具等からの危険発生要因の排除、危険物品の安全な場所への移管</p>	<p>□ 災害復旧等の活動との調整</p> <p>・ 各所の異常の有無を点検しながら最終的な被害調査を行い、記録をとるとともに報告を行う。</p> <p>・ 固定または撤去したものを復旧する。</p> <p>・ 清掃を行う。</p> <p>・ 必要な場合、専門業者へ修理等依頼の連絡を取る。</p> <p>【★再掲：地震に関する対応】</p> <p>□ 災害復旧等の活動との調整 [地震]</p> <p>事業再開時には、火気使用設備、器具等の破損状況を検査し、安全であることを確認した後使用を再開する。</p>	
76	状況の改善による帰宅困難者等滞留解除				
77	再開館の判断、発信、実施				
78	記録の作成、共有、保存			<p>□ 記録の作成、共有、保存</p> <p>・ 対応した職員のメモや各種記録等をもとに、危機発生時からの対応等について所定の記録票に記録する。</p> <p>・ 記録票は全職員で内容を共有し、保存し、今後の事前対策や応急対応の改善に活用する。</p>	
79	<p>情報発信</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）116行</p>	<p>基礎編pp.17-18</p> <p>実践編p.45</p> <p>□ 取材への対応</p> <p>災害後はマスコミの取材が多くあり、個々に対応を行うと時間と人手を要しますが、情報を広く公開し、状況を正しく理解してもらうことは非常に重要です。必要情報を一覧にした資料をマスコミ各社に配布し、それ以外を質問として受けることや、記者会見を行う等対応の工夫を行いましょう。</p> <p>実践編p.56</p> <p>□ 閉館する場合はかならず広報を！</p> <p>「せっかくきたのに、閉まっていた。。。。」ということがないように、閉館する場合は必ず広報を行います。ホームページに閉館の掲載や最寄の駅やターミナル駅などでの張り紙など周知を行いましょう。</p>	<p>【★再掲：情報発信に係る事前対策】</p> <p>通報連絡> 具体的な記述のポイント p.110</p> <p>▶マスコミ等に対して広報対応を行う場合の体制等を盛り込む。</p>		